取得補償立木の伐採に関する特記仕様書

１．取得補償により伐採する立木は、設計図書に明示する土地【市買収地】に存する立木とする。

２．伐採した立木については、監督職員の指示に従い、有価物として利用又は売却に努めること。

３．伐採した立木を有価物として他者へ売却した場合は、売却額を工事金額から控除するものとする。

４．伐採した立木を有価物として利用又は売却できない場合は、建設発生木材として、「伐採木を建設廃棄物として処理せざるを得ない場合の特記仕様書」により受注者が適正に処理すること。

５．作業が完了した場合は、次の書類を提出すること。
・伐採及び処理等を行った立木の数量一覧表
・作業着手前及び作業完了後の状況写真
・各作業の状況写真

伐採及び処理等を行った立木の数量一覧表様式

木の種類	幹周又は 胸高直径(cm)	樹高 （m）	枝幅 （m）	単位	数量	処　理　区　分
(例)松	直径　１５	３．０	２．５	本	２	幹：売却 枝・根：再資源化施設で処理
(例)雑木		２．０	１．０	本	１０	再資源化施設で処理